

緊急雇用事業の概要について

失業者等に対し、当面の雇用・就業機会の創出を図る。

【実施期間】・H21年度～H23年度

【実施要件】・新規雇用の失業者の人件費割合が委託費の1/2以上
・雇用就業期間は6ヶ月以内で1回に限り更新可
・民間企業、シルバー人材センター、NPO法人等に委託
又は、地方公共団体が直接実施
・建設・土木事業でないこと
・県・市町村が実施する新たな事業であること
・新規雇用する予定の労働者の募集にあたっては、ハローワークへの求人等募集の公開を図ること 等

【連携事業】・ハローワークと連携し、生活・就労相談支援事業を実施

【規模等】・予算額 全国4,500億円

